

## 第5部 ミャンマーの民事訴訟法・仲裁法

第1章	民事訴訟法	183
第1節	民事訴訟	183
第2節	民事執行	204
第3節	民事保全	211
第4節	その他特殊な訴訟手続に関する諸規定	211
第2章	仲裁法	213
第1節	仲裁法（外国仲裁判断の承認及び執行に関する法律）	213
第2節	仲裁法（1944年）	214

## 第1章 民事訴訟法

## 第1節 民事訴訟

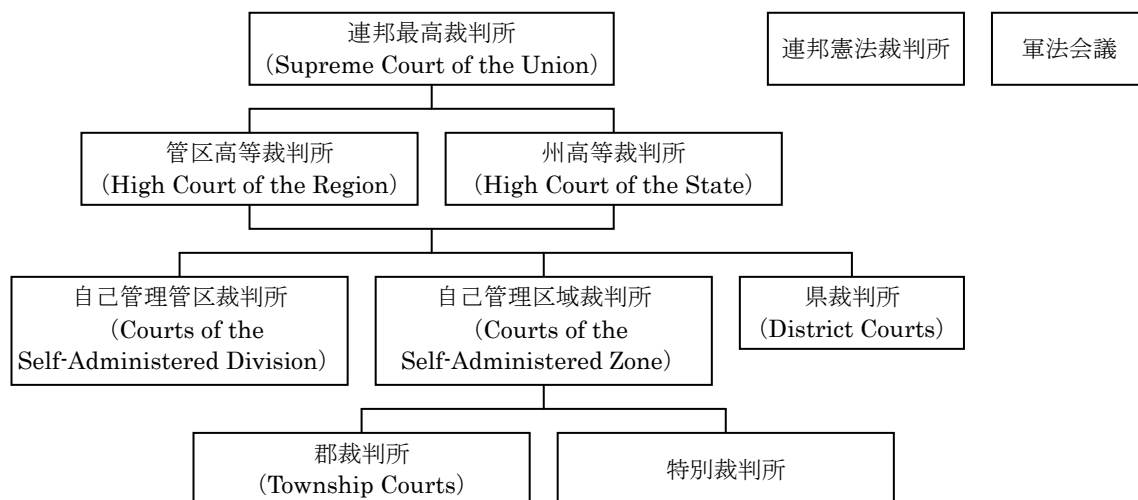
民事訴訟法は、ビルマ法典第12巻に所収されている民事訴訟法が1956年、2000年、及び2008年の3度に亘り改正されているが、3度の改正のいずれもマイナーな改正であり、基本的にはビルマ法典がそのまま適用されている。ビルマ法典における民事訴訟法は、条文（民事訴訟法）及びScheduleに分かれており、条文は全部で153条と短いものとなっているが、First Schedule として添付されている Order には、分野ごとに詳細な規定（Rules）が置かれており、実際にこれらの Order に従った形で実務も行われているということである<sup>1</sup>。

## 第1 民事訴訟の仕組み

## 1. 裁判所の構成

2008年に改正された現行憲法（2008年憲法）下では、連邦の裁判所は、①連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）、管区高等裁判所（High Court of the Region）、州高等裁判所（High Court of the State）、自己管理管区裁判所（Courts of the Self-Administered Division）、自己管理区域裁判所（Courts of the Self-Administered Zone）、県裁判所（District Courts）、郡裁判所（Township Courts）及び法律によって設置されるその他の裁判所、②軍法会議、③連邦憲法裁判所とされている（憲法293条）。

<sup>1</sup> 民事訴訟法に関連する法律として、別個に Evidence Act が存在するが、同法については本報告の対象としていない。



郡裁判所は、1,000 万チャットより小さい訴額の事件を取扱う。全国で 324 の郡裁判所があり、738 名の裁判官が所属しているとのことである（2012 年 11 月時点、以下同様）。

自己管理管区裁判所、自己管理区域裁判所、及び県裁判所は、1,000 万チャット以上 5 億チャットより小さい訴額の事件を取扱う。全国に 1 つの自己管理管区裁判所、5 つの自己管理区域裁判所及び 67 の県裁判所があり、146 名の裁判官が所属しているとのことである。

管区高等裁判所及び州高等裁判所は、5 億チャット以上の訴額の事件を取扱う。全国に 14 の高等裁判所があり、52 名の裁判官が所属しているとのことである。

連邦最高裁判所は、連邦が締結した二国間条約に起因する事案等、一定の事項についての第一審管轄権を有するほか、連邦の最上位の裁判所として、上告裁判所となる（憲法 295 条）。連邦最高裁判所は、長官を含む 7 名から 11 名の裁判官で構成されており（憲法 299 条、裁判所法 3 条）、ネピドーで審理を行っているとのことである。

現在のミャンマーにおける司法制度は、2010 年 10 月 28 日に公布された Union of Judiciary Law に基づいて運用されている。

裁判所は、民事の性質を有する全ての訴訟についての管轄権を有する（民事訴訟法 9 条）。

ミャンマーの民事裁判は、基本的に単独審である。

## 2. 基本的な理念

2008 年憲法では、連邦最高裁判所の長官又は裁判官が政党政治の影響を受けてはならないと明示的に規定し（憲法 300 条）、司法と政治との分離に一定の配慮がなさ

れている。

他方、連邦最高裁判所の長官及び裁判官について、(a)任命が大統領の指名と連邦議会の承認にかかっていること（憲法 299 条）、(b)大統領又は人民院若しくは民族院の議長による弾劾ができること（憲法 302 条）、また、下級裁判所の裁判官の任命、任期、権限及び権利については、全て法律に委ねられていること（憲法 318 条）などからすると、憲法上、司法権の独立が弱体化される余地も残されている。

裁判の公開に関しては、証人尋問及び判決は公開法廷でなされるとの規定がある（Order 18 - Rule 4, Order 20 - Rule 1）。

## 第2 裁判権・管轄

### 1. 管轄の種類

裁判所の管轄については、民事訴訟法 15 条乃至 25 条に規定が置かれている。

すなわち、全ての訴えは、当該訴えを審理することができる裁判所のうち、最下位の裁判所になされるべきとされる（民事訴訟法 15 条）。

訴訟の内容に着目した管轄の規定では、不動産回復訴訟、不動産の分割に係る訴訟、動産回復訴訟等は、当該財産の所在地を管轄する裁判所が管轄を有する（民事訴訟法 16 条）とされ、人又は動産に対する違法な行為に基づく損害賠償請求は、原告の選択により、違法行為がなされた地又は被告の居住地若しくは就業地を管轄する裁判所に、訴えを提起することができる規定されている（民事訴訟法 19 条）。上記以外の場合には、被告の居住地若しくは就業地又は請求原因の発生地を管轄する裁判所が管轄を有する（民事訴訟法 20 条）。なお、当事者が法律の規定と異なる管轄につき、合意をすることは認められていないようである。

### 2. 国際訴訟における管轄・裁判権及び外国判決の効力

どのような場合に、ミャンマーの裁判所が国際訴訟の管轄権・裁判権を有するかという点についての明確な規定は存在しないようである。

外国判決については、一定の列挙された例外的場合（管轄のない裁判所により判決がなされた場合、当該判決に至る手続が自然的正義に反する場合等）を除き、当該判決で直接的に判断がなされた事項につき終局的と規定されている（民事訴訟法 13 条）。また、外国判決の認証された謄本であるとの書証が提出された場合、裁判所は、当該判決は、記録がそれと反しない限り、管轄権のある裁判所によりなされたものであると推認すること、但し、管轄権の不存在が証明された場合には、かかる推認は覆されることが規定されている（民事訴訟法 14 条）。しかしながら、

Reciprocating Territory の Superior Court でなされた判決のみがこの「外国判決」に該当するとされており、Reciprocating Territory 及び Superior Court の内容については大統領が官報で公布するとされているところ、かかる公布はなされていないとのことである。従って、外国判決が上記条文に基づきミャンマーで効力を有することは現時点ではないということになる。

### 第3 当事者

#### 1. 当事者能力

ミャンマーに居住する外国人（ミャンマーと敵対関係にある外国人で大統領の許可を得てミャンマーに居住する者及び敵対関係にない外国人）は、ミャンマー国民と同様にミャンマーの裁判所に訴え提起をすることができる（民事訴訟法 83 条(1)）が、ミャンマーと敵対関係にある外国人で大統領の許可を得ないでミャンマーに居住する者及び外国に居住する外国人は、ミャンマーの裁判所に訴え提起をすることができない（民事訴訟法 83 条(2)）。現在、ミャンマーと敵対関係にある外国人のカテゴリーに入るとされている外国人はいないようである。

#### 2. 訴訟能力

未成年者及び心神耗弱者（persons of unsound mind）による又はこれらの者に対する訴えについては、Next Friend（近友、訴訟後見人）<sup>2</sup>又は後見人の制度が存在し、以下のような規定が存在する。

未成年者による訴訟は当該本人の名前で、Next Friend が申立を行わなければならない（Order 32 - Rule 1）。未成年者の被告に対しては裁判所が後見人を選任する（Order 32 - Rule 3）。

成年で心神耗弱でない者は、未成年者の Next Friend 又は訴訟における後見人となることができる。但し、未成年者との利益相反が生じる場合、Next Friend が訴訟の被告である場合、又は後見人が訴訟の原告である場合はその例外となる。権限ある当局により選任又は宣言された後見人が未成年者にいる場合、例外的な場面を除き、当該後見人以外の者が当該訴訟において Next Friend 又は後見人として選任されることはない（Order 32 - Rule 4）。

Next Friend 又は後見人は、裁判所の許可なしに、未成年者の代理として、①判決又は決定前の和解に基づき、あるいは②未成年者に有利な判決又は決定に基づく場

<sup>2</sup> Next Friend の概念については、特段の条文は設けられていない。『英米法辞典』（田中英夫編、東京大学出版会）によれば、「未成年者等の行為無能力者のために、これに代わって訴訟を提起しこれを助ける者。通例親族となる。」とされている。

合のいずれの場合でも、金銭及び動産を受け取ってはならない (Order 32 - Rule 6)。明確に記録された裁判所の許可なしに、Next Friend 又は後見人が、未成年者の代理として、訴訟に関して合意又は和解したとしても、当該未成年者以外の全ての当事者との関係で、これを無効とすることができる (Order 32 - Rule 7)。

### 3. 訴訟上の代理人

#### (1) Pleader (弁護士による任意代理)

裁判所への出廷、申立、訴訟行為は、当事者、agent、あるいは、pleader によってなされる (Order 3 - Rule 1)。

“Pleader”とは、他人のために裁判所に出廷し答弁を行う者を指し、高等裁判所における advocate を含むとされている (民事訴訟法 2 条(15))。

当事者の agent には、①代理権を有し、当事者に代わって申立等をする権限を与えられた者、又は②当事者が管轄外で営業をしているときに、その営業に関する問題についてのみ、その管轄内で当事者のために又はその名前で営業を行っている者 (他に明確な代理人がない場合に限る。) ができる (Order 3 - Rule 2)。

#### (2) Legal Representative (故人の財産を代理する法定代理人)

“Legal representative”とは、法律の規定により、故人の財産を代理する者を指す (民事訴訟法 2 条(11))。ミャンマーの大学で使用されているという民事訴訟法のテキストブック (Dagon University Department of Law の Civil Litigation、以下「テキストブック」という。) の説明によると、legal representative とは、狭義では executors /administrators /相続人のみを意味するが、本法では、これを故人の財産を代理するいかなる者にも広げている規定であり、故人の財産を保持する者、又は故人の財産に干渉する全くの他人も、legal representative に含まれるとされている<sup>3</sup>。

#### (3) 法人が当事者となる場合

法人 (corporation) が当事者となる場合、法人の代表者 (secretary)、取締役 (director)、その他役員 (other principal officer) で、当該事件の事実につき証言できるものが訴答書面 (pleading) に署名し確認することができる (Order 29 - Rule 1)。

法人に対する召喚状の送達は、上記の代理権を有する者に対して送達するか、

<sup>3</sup> テキストブック I, 1p

登録された会社の住所又は会社住所が登録されていない場合には、実際に事業を営んでいる場所に、置いてくるか、又は郵送により行う (Order 29 - Rule 2)。

裁判所は、訴訟のいかなる段階においても、訴訟に関する重要な問題について回答できる可能性のある法人の代表者、取締役又はその他の役員の出頭を要請することができる (Order 29 - Rule 3)。

## 第4 訴え

### 1. 訴え

訴えに際しては、当該訴因に関連する全ての請求を含めなければならないとされており、一部を怠った場合には、後の請求や救済の申立が制限される可能性があることに留意が必要である。

すなわち、まず、訴えは、可能な限り、紛争の主題についての最終的な判断をもたらし、将来の更なる訴訟を防ぐことができる程度に特定されなければならない (Order 2 - Rule 1)。

そして、訴えには、当該請求原因 (cause of action) に関連する全ての請求を含めなければならない。但し、原告は、裁判所の管轄の範囲で訴えを提起するために、請求の一部を放棄することができる (Order 2 - Rule 2(1))。

原告が、請求の一部について、訴えを提起するのを怠り、あるいは、意図的に放棄した場合、それ以降、その一部の請求について、訴えを提起することはできない (Order 2 - Rule 2(2))。

同じ請求原因に基づき複数の救済を求めることが可能な場合、1つ又は全ての救済を求めて訴えることができる。但し、一部の救済を求めなかった場合、裁判所の許可を得ない限り、後に全ての救済を求めることはできない (Order 2 - Rule 2(3))。

### 2. 訴え提起の効果

同じ当事者間で、実質的に同じ事項につき二重の訴えが提起された場合に、後に提起された訴訟については、審理 (trial) に進むことはできない (手続が停止する。)

(民事訴訟法 10 条)。また、同じ当事者間で、実質的に同じ事項について既に判決がなされている場合に、かかる事項について再度、裁判所が審理 (trial) を行うことはできない (民事訴訟法 11 条)。原告がある請求原因に関する更なる訴え提起を法律上することができない場合、当該原告は本法が適用されるいかなる裁判所にも、当該請求原因に基づいて訴え、提起をすることができない (民事訴訟法 12 条)。

## 第5 訴訟の審理

訴訟の審理の概要は以下のとおりである<sup>3</sup>。

- ① 訴訟の提起（民事訴訟法 26 条、Order 5 - Rule 1）
- ② 召喚状の発行及び送達（民事訴訟法 27 条- 29 条、Order 5）
- ③ 答弁書（Written Statement）（Order 6, 8）  
召喚状の送達後、被告は初回尋問時、あるいはその前に、裁判所が許す範囲内の時間で答弁書を提出する（原告の請求を認める場合を除く。）。
- ④ 開示手続（Discovery）（Order 11）  
訴訟における当事者は、その相手方当事者の主張や証拠（case）を事前に知り、あるいは自らの立証を容易にするような事実を相手方から知る権利があり（開示制度）、質問事項書（interrogatory）や宣誓供述書により開示を求めることができる。
- ⑤ 初回審問期日及び争点の整理  
初回審問期日では、裁判所は当事者に対して質問をし、当事者の認否を記録する。これにより、裁判所は争点を整理し、当事者間に法律論や事実につき争いがないと分かったときには、判決を下す。
- ⑥ トライアル（証拠と根拠の提示）（Order 18）  
原則として、即日判決が下される場合以外は、トライアルの日が設定され、訴訟を開始する権利を持つ側（原告）が自身の主張・証拠を提示し、その論点を支える証拠を提出する。その後、他方当事者が自身の主張・証拠を提出し、事例全体に関して裁判所に付託する。
- ⑦ 判決（Judgment / Decree）  
判決が言渡された後、勝訴側は判決の記録を裁判所に申請し、裁判所の職員がこれを記録する。
- ⑧ 執行  
勝訴側当事者の申立により執行がなされる。

## 1. 訴訟の提起

訴訟は、裁判所あるいは裁判所から選任された officer に、訴状（Plaint）を提出することにより提起される（民事訴訟法 26 条、Order 4 - Rule 1）。

訴状は必要な事実とともに請求原因が記載された、原告により提出される書面（Order 7）であり、原告は訴状において、以下の事実を記載しなければならないとされている（Order 7 - Rule 1）。

<sup>3</sup> テキストブック I, p103~105

- 提訴する裁判所
- 原告の氏名、説明、住所
- 判明している被告の氏名、説明、住所
- 原告又は被告が未成年又は心神耗弱者の場合は、その旨
- 請求原因を構成する事実
- 裁判所が管轄を有していることを表す事実
- 原告が求める救済措置
- 請求の一部を相殺又は放棄する場合、その金額
- 管轄、訴訟費用の計算のための訴訟対象物の金額

## 2. 送達

訴えが提起されると召喚状が発行され、それが被告に送達されることとなる。召喚状には原則として訴状が添付されなければならない (Order 5 - Rule 2)。

### (1) 送達機関

被告が、訴えが提起された裁判所の管轄内に居住している場合又は当該管轄内に召喚状の送達を受ける権限を有する agent が居住している場合、召喚状は適切な officer に送達のために渡される (Order 5 - Rule 9)。管轄内に被告が居住していない場合には、裁判所は被告の居住地を管轄する裁判所に召喚状を送付することができる (Order 5 - Rule 21)。

### (2) 送達方法

召喚状の送達の方法には、下記の4つの方法が規定されている。

- ① 直接送達：被告又は agent に対する直接送達 (Order 5 - Rule 12)。なお、被告が不在で、被告に代わって召喚状の送達を受ける権利を与えられた agent がいない場合、例外的な場面を除き、送達は、被告と一緒に居住する被告の成人の家族に対してすることができる (Order 5 - Rule 15,16)。
- ② 召喚状の写しを添付することによって被告の自宅等に送達する方法：受領者が、送達について署名をすることを拒んだ場合、又は送達人が被告を見つけることができず、送達受領権限のある agent も存在せず、他に送達が可能なる者を見つけることができなかつた場合、被告が通常居住、営業、又は個人事業を営む場所の外の扉又は人目につく部分に召喚状の写しを貼らなければならない。その場合、召喚



状の原本は、写しを添付したこと、添付した事情の説明等を行った報告書とともに裁判所に返還される（Order 5 - Rule 17）。

- ③ 公示送達 (substituted service)：裁判所が、被告が受領を拒んでいると考える合理的な理由があると判断した場合、又は通常の方法で送達ができないと判断した場合、裁判所は、裁判所内の目に付くところ及び（そのような場所があれば）被告が最後に居住、営業、又は個人事業を営んでいた場所の目に付くところに召喚状の写しを添付することによって、又は他の裁判所が適当と考える方法によって、送達を行うことを命ずる（Order 5 - Rule 20）。
- ④ 郵送：一定の事案では、裁判所は召喚状を郵送により送達することを命じることができる<sup>4</sup>。

### (3) 国際送達

被告がミャンマーの外に居住している場合で、ミャンマー内に送達を受領する agent もいない場合、郵便制度が存在していれば、召喚状は、郵送で被告の住む場所に送付することができる（Order 5 - Rule 25）。

被告がインド、パキスタンに居住している場合、裁判所は、被告が住む場所あるいは営業を営む場所に書留郵便（registered mail）による郵送で送達することができる（Order 5 - Rule 25A）。

## 3. 答弁書

答弁書（Written statement）とは、訴状に対する反論書であり、原告の主張する事実に対して反論し、自己に有利な新たな事実を主張する書面である（Order 8）。

## 4. 開示手続（Discovery）

裁判所は、自らの裁量により、あるいは当事者の申立てに基づき、いつでも、(a) 質問事項書の送付及びこれに対する回答、書証の成立の真正や事実の認諾、書証やその他の物的証拠に関する開示・閲覧・提出・押収及び返還に関し、必要な、あるいは合理的な命令を発することができる、(b) 証拠の提示あるいは書証の提出のために出席が必要な者を召喚することができる、(c) 宣誓供述書（affidavit）により証明が必要な事実を命ずることができる（民事訴訟法 30 条）。

- (1) 裁判所の許可による質問事項書の送付（質問事項書の内容に関する制限）と、こ

<sup>4</sup> テキストブック I, p38

れに対する宣誓供述書による回答 (Order 11 - Rule 1 乃至 Rule 11, 21, 22)

訴訟の相手方当事者の論拠 (case) の性質を知るための手段として、質問事項書による開示の制度 (Discovery by interrogatories) が設けられている。

質問事項書に対する他方当事者の回答は証拠とすることができる。そして、当事者が質問事項書に回答せよとの命令に従わない場合、かかる当事者が原告であれば請求が棄却され、被告であれば答弁しなかったものと扱われ、被告に不利な判決が出され、あるいは裁判所が適当と考える判決が出される (Order 11 - Rule 21。Order 8 - Rule 10 参照)。

## (2) 書証の成立の真正や事実の認諾

相手方の論拠の性質を知るための手段の一つとして、Admission (認諾) 制度がある。Admission (認諾) には、①Pleading (訴答書面) による認諾、②合意による認諾、③通知による認諾の3種類がある<sup>5</sup>。

まず、①Pleading による認諾につき、訴訟当事者は、主張書面 (pleading) その他の書面において、他方当事者の主張する内容の全部又は一部を認めるとの通知をすることができることとされている (Order 12- Rule 1)。

②合意による認諾については、明文の定めはない。

③通知による認諾とは、一方当事者が他方当事者に対し、書証の成立の真正を認める (admit any document) よう通知を行い (Order 12- Rule 2)、あるいは、審問日の9日前までに、書面通知により、訴訟の目的の限りで通知に記載した特定の実事を認めるよう求めることができる (Order 12- Rule 4) という制度である。特定の実事を認めるよう通知を受け、これに従って事実を認めたとしても、それは、当該特定の訴訟の目的においてのみ認めたものとみなされ、他の場面において、あるいは当該通知をした当事者以外の者に有利に認めたとはみなされない。また、裁判所は、当事者に対し、いつでも、事実を認める旨の回答を修正し、あるいは撤回することを認めることができることとされている (Order 12- Rule 4)。

他方当事者は、認諾に応じる義務はないが、認諾を求められた書証の成立の真正や事実の認諾を拒否し、あるいはこれを怠ると、これらの立証等に必要となる費用は、原則として、認諾を拒否しあるいは怠った当事者の負担となる (Order 12- Rule 2, 4)。

## (3) 文書開示命令 (Order 11- Rule 11 乃至 21)

<sup>5</sup> テキストブック I, p.69

文書開示制度は、相手方の論拠 (case) の性質を知るための手段の一つと位置づけられている<sup>7</sup>。

文書開示の申立てとこれに対する回答、任意の開示がなされない場合の文書開示命令 (文書開示命令の要件、文書開示命令に従わない場合の効果等) については、Order 11 - Rule 11 乃至 21 に規定がある。

まず、当事者は、裁判所に対し、相手方が所有する又は所有していた争点に関連する文書の開示命令を申し立てることができる。これに対し、裁判所は、かかる文書開示が必要でない、あるいは訴訟のその段階では必要ないと判断した場合には、申立てを拒否し、あるいは継続審議とすることができる。全体的にあるいは限定された一部の文書のみを開示するなど裁判所が適当と判断する形で命令を出すこともできる (Order 11- Rule 12)。

また、裁判所の判断による文書開示命令の定めも置かれている。裁判所は、訴訟係属中のいかなる時点においても、妥当と判断する限り、訴訟において争点となっている事項に関し、当事者が所有している文書の開示を命ずることができる (Order 11- Rule 14)。

文書開示命令が出された場合、当事者は裁判所に当該文書を提出するのではなく、文書所持者の pleader の事務所で閲覧する (Order 11 - Rule 17)。その他、Order 11 には、ビジネス上の帳簿が文書開示命令の対象である場合について、詳細な規定が置かれている (Order 11 - Rule 17, Rule 19(1))。

文書の閲覧命令の申立てに対し、秘匿特権 (privilege) の主張がなされたときには、裁判所は、秘匿特権の主張の正当性を判断するために文書を閲覧することができる (Order 11 - Rule 19(2))。

文書開示命令に従わない場合、従わないのが原告であれば請求棄却となることがあり、被告であれば答弁しなかったものと扱われる (Order 11 - Rule 21)。

#### (4) 証人の召喚 (民事訴訟法 30 条, Order 16)

当事者は、訴訟が係属した後はいつでも、裁判所又は裁判所が選任した officer に申請して、証拠を提示し (give evidence) 又は書証を提出 (produce documents) する者の召喚をすることができる (Order 16 - Rule 1)。

召喚を申請する当事者は、召喚が許可される前、決められた期限内に、召喚される者が裁判所に来るための旅費その他の費用として負担すべき費用を裁判所に納めなければならない (Order 16 - Rule 2)。

証拠の提出ではなく、書証の提出のために人物を召喚することができることされており、単に書証の提出のためだけに召喚された者は、自ら出席しなくても書証

---

<sup>7</sup> テキストブック I, p.63

を提出すれば、召喚状に従ったものとみなされる (Order 16 - Rule 6)。

## 5. 審問期日及び争点整理

### (1) 期日 (当事者の出席及び欠席の効果)

#### (a) 当事者又は pleader による出廷

召喚状を発付された被告は、①本人が直接出廷する、②適法に指示を受け、訴訟に関する全ての重要な問題について答えることができる pleader が出廷する、③そのような全ての問題に答えることができる者を同行した pleader が出廷する、のいずれかの方法により出席することができる (Order 5 - Rule 1)。

国の慣習に従い、人前に現れることを強制されるべきでない女性は、本人が直接出廷することを裁判所から強制されない (民事訴訟法 132 条)。ただし、かかる規定はインド法の影響の名残であり、現在ではこの規定は使われていないようである。

#### (b) 当事者の出席及び欠席の効果 (Order 9)

被告は、召喚を受けた日に、裁判所に、本人又は pleader により出席しなければならない、また、裁判所により延期されない限り手続は開かれなければならない (Order 9 - Rule 1)。いずれの当事者も出席しない場合、裁判所は手続を却下できる (Order 9 - Rule 3) が、手続が却下された場合、原告は、新たに訴訟を提起することができる。 (Order 9 - Rule 4)。

被告又は被告らに対し召喚状が出されたにもかかわらず、不達となり裁判所に返送された場合で、裁判所に返送された日から3か月以内に新たな召喚状の発送が申し立てられなかった場合、裁判所は手続を却下しなければならないとされている。但し、原告がその期間内に被告の住所を調査するために最善の努力を尽くした場合、被告が送達手続を避けた場合、その他十分な理由がある場合には、裁判所はかかる期間を延長することができる (Order 9 - Rule 5)。

原告が出席し、被告が欠席した場合で、①召喚状が被告に適切に送達されたことが証明された場合、裁判所は原告のみの手続として進めることができる、②召喚状が被告に適切に送達されたか不明な場合、裁判所は再度被告に召喚状を出すよう指示をしなければならない、③召喚状が被告に適切に送達されたことが証明された場合でも、被告が出席し答弁するための準備に十分な時間がなかった場合、裁判所は期日を延期しなければならない、被告にその延期した日を指示しなけ

なければならない (Order 9 - Rule 6(1))。

召喚状が送達されず、又は十分な時間のない送達がなされた責めが原告にある場合、裁判所は、原告に対して延期によって生じた費用を払うよう命じなければならない (Order 9 - Rule 6(2))。

被告が出席し、原告が欠席した場合、裁判所は、被告が請求を認めた場合を除き、手続の却下を命じなければならない。被告が請求を認めた場合、裁判所は被告に対し、認めた点について判決を言い渡さなければならない。また、一部を認めた場合は、残りについて却下しなければならない (Order 9 - Rule 8)。

原告のみが出席して、判決又は命令が被告に対しなされた場合、被告は裁判所に対して、その撤回を申し立てることができる。被告が、召喚状が送達されなかったこと、又は欠席したことについて合理的な理由があることについて裁判所に対して十分な説明ができた場合には、裁判所は相当の費用支払を条件として判決又は命令について撤回を命じ、新たな期日を指定しなければならない (Order 9 - Rule 13)。

(2) 裁判所による当事者への質問 (Examination of Parties by the Court) (Order 10, テキストブック Chapter 4, Order 10)

裁判所は、最初の審問期日 (first hearing) において、当事者又はその pleader に対して訴状や答弁書に記載された主張に対する認否を確認し、これを記録しなければならない (Order 10 - Rule 1)。

裁判所は、初回の審問期日やその後の続行期日において、当事者や pleader と一緒に出席しており、訴訟に関連する重要な事項に回答できる者にも、質問をすることができる (Order 10 - Rule 2)。そして、pleader や pleader の付添い人 (person accompanying a pleader) が裁判所からの質問に回答できず、当事者本人であれば回答できると思われるときは、裁判所は審問期日を延期し、かかる当事者本人に次の期日に出席するよう命ずることができる。かかる当事者本人が正当な理由なく次の期日に欠席した場合、欠席当事者に不利な判決が出されるか、裁判所が適当と考える命令を出すことができる (Order 10 - Rule 4)。

(3) 書証の提出に関する条文 (Order 13)

当事者 (原告及び被告) は、原則として、訴訟の最初の審問 (first hearing) の際に、全ての書証 (documentary evidence) を提出しなければならない (Order 13 - Rule 1)、提出が遅れた場合、正当な理由がなければ裁判所は係る証拠を受領してはならない (Order 13 - Rule 2)。

裁判所は、訴訟のいかなる段階であっても、関連性又は証拠能力がない書証は拒否できる（Order 13 - Rule 3）。

(4) 争点整理

争点整理については、Order 14 - Rule 1 乃至 7 に規定がある。裁判所は、双方に十分な主張立証を尽くさせるために争点を整理しなければならないとされており、具体的には、

(a) 当事者の宣誓による主張、当事者を代表して出席した人物による主張、当事者の pleader による主張

(b) 申立書、答弁書、質問事項書に対する回答書

(c) 当事者が提出した書証

から、争点を整理する（Order 14 - Rule 3）。但し、当事者は、金銭債務額、所有権、作為・不作為債務については、書面での合意により、法律上・事実上の争点を確定できる（Order 14 - Rule 6）。

6. 審理 (trial)

原則として、原告が先に主張・立証を行う権利を有する。しかし、被告が原告の主張を認めた場合や立証責任が被告にある場合などは、被告から先に主張・立証を行う権利を有する（Order 18 - Rule 1）。

審問 (hearing) の設定日においては、先に主張・立証を行う権利を有する当事者が、まず、自らの主張の陳述及び証拠 (evidence)<sup>6</sup>の提出を行い、その後、反対当事者が陳述及び証拠の提出を行う（Order 18 - Rule 2）<sup>8</sup>。

(1) 証人尋問

証人尋問は公開の法廷で行われる（Order 18 - Rule 4）。

尋問内容の記録に関しては、①上訴することが可能なケースでは、原則として尋問内容は記録される（Order 18 - Rule 5 乃至 12）。他方、②上訴できないケースでは、必ずしも記録しなくてもよいが、証言内容の要旨をまとめたメモランダムは作成しなければならないとされている（Order 18 - Rule 13）。

裁判官が訴訟の途中で交替した場合、証拠やメモランダムの扱いについては、

<sup>6</sup> 条文上は、evidence と記載されているのみであり、特段、document あるいは documentary evidence (書証) は除外されていない。

<sup>8</sup> 複数の争点がある場合の証拠提出の順番に関する定めもある（Order 18 - Rule 3）。

前任の裁判官が進めていた時点から再開する (Order 18 - Rule 15)。

証人が管轄地域を離れてしまう等の事情で速やかに証人尋問を行う必要がある場合は、裁判所は当事者や証人の申立てにより、訴訟係属後いつでも証人尋問ができる (Order 18 - Rule 16)。

また、裁判所は証人を召喚し、裁判所が適当と考える質問をすることもできる (Order 18 - Rule 17)。

(2) 宣誓供述書 (Affidavits) (Order 19)

裁判所は、当事者の申立て又は裁量により、いつでも、事実を宣誓供述書により立証するよう命ずることができる (民事訴訟法 30 条, Order 19 - Rule 1)。

宣誓供述書の内容は、原則として証人が自身の知識で証明できる事実に限られる (Order 19 - Rule 3)。

判事、連邦最高裁判所・裁判所が指名する公務員等が証人として宣誓することができる (民事訴訟法 139 条)。

7. コミッショナー制について (PART III・民事訴訟法 75 条乃至 78 条、 Order 26 Commissions)

コミッショナー制とは、裁判所の代理人として、コミッショナーを証拠調べや調査の目的のために派遣する制度であり、①証人を取調べるため (to examine Witness) ②地方の調査のため (to local Investigations) ③会計の検証のため (to examine Accounts) ④財産の分割のため (to make a partition) に選定できる (民事訴訟法 75 条(a)及び(b))。

コミッショナーは、原則として、訴訟当事者、証人、選定された目的に関する証拠収集のために必要とコミッショナーが考える者に対して尋問を行うことができる。また、調査目的のために明らかに必要な書類やその他の物を要求し、取調べることができ、土地又は建物について立ち入ることができる (以上 Order 26- Rule 16)。

コミッショナーに対する報酬は、規定に従った妥当な額をあらかじめ裁判所が当事者から徴収し (Order 26 - Rule 15, 23)、支払う (Order 26 - Rule 19) とされている。

8. 当事者の訴訟行為に関する信義則等に関わる規律

当事者が、裁判所に要請されたにもかかわらず、処分権を有する証拠の提出及び書証の提出を正当な理由なく拒んだときは、裁判所は、その当事者に不利な判決をするか、又は訴訟に関連して適切な命令をすることができる (Order 16 - Rule 20)。

また、当事者が質問事項書に回答せよとの命令や文書開示命令に従わない場合、

かかる当事者が原告であれば請求が棄却され、被告であれば答弁しなかったものと扱われる (Order 11 - Rule 21)。

## 9. 訴訟手続の中止・中断

仮に複数の原告又は被告のうちの一部の当事者が死亡しても、訴訟手続は中断しない (Order 22 - Rule 2)。但し、唯一の原告又被告が死亡した場合、申立てにより、死亡した原告又は被告の **legal representative** が当事者となり訴訟を進行し、申立てがなければ、訴訟手続を中断する (Order 22 - Rule 3, 4)。

また、原告が破産した場合、管財人又は受領者 (**assignee or receiver**) が当該訴訟を債権者の利益のために維持することができ得る場合であっても、管財人又は受領者が訴訟を続けることを拒否し、又は命令された時間内に保証金を積むことを拒否した場合には、被告は原告の破産を理由として訴訟の却下を申し立てることができる (Order 22 - Rule 8)。

本規則のもとで訴訟が中断し、あるいは却下された場合、同じ請求原因に基づいて新たな訴訟を提起することはできない (Order 22 - Rule 9)。

訴訟継続中、利益 (**interest**) の委任、委譲があった場合には、裁判所の決定により利益の委任、委譲を受けた人によって、訴訟を続けることができる (Order 22 - Rule 10)。

## 第6 訴訟の終了

### 1. 訴えの取下、和解

訴訟提起後、原告は訴えの取下ができる (Order 23 - Rule 1)。この場合、裁判所の許可なく取り下げた場合は、請求の一部について新たに訴訟を提起することはできないが、裁判所の許可のもと取り下げた場合には、新たな訴訟として提起することも可能となる (Order 23 - Rule 1(2), (3))。

裁判が当事者の合意によって解決する場合、裁判所は、その和解の内容を記録し、それに従った判決を下すか、当該和解の条件を履行するために後続の手続を止める決定を下す。

### 2. Judgment (判決) と decree (判決文)

裁判所は、全ての主張を聞いた後、判決を下さなければならない (民事訴訟法 33 条)。裁判所は、事件の審理の終了後直ちに又は後日、公開の法廷で判決 (**Judgment**)



を言渡す。判決の内容は以下のとおりとされている (Order 20 - Rule 1)。

- ① 訴訟に関する簡潔な陳述
- ② 判決における論点
- ③ その点に関する判決
- ④ 判決に至った根拠
- ⑤ 判決を行った日付・公開裁判にいた裁判官の署名
- ⑥ 複数の論点が提示されている場合、根拠及び事実認定はそれぞれの論点に対して提示する

裁判官は、前任の裁判官が作成した判決を読み上げることができる (Order 20 - Rule 2)。少額訴訟における裁判の判決 (Judgment) には、判決の根拠及び判決内容以外を含む必要はない (Order 20 - Rule 4) とされている。

他方、判決書 (Decree) は、判決 (Judgment) とは区別される用語であり、その内容は、Order 20 - Rule 6 に定められている。これによれば、判決書 (Decree) は判決 (Judgment) に合致している必要があり、訴訟番号、関係者の氏名及び詳細、主張事項を含み、救済命令が与えられたか否か等を明確に示す必要があり、訴訟費用の額及び負担についても言及する必要があるとされている。判決書 (Decree) においては、認容額について他の債務との相殺を命ずることもできる。

判決書 (Decree) には判決 (Judgment) が言渡された日付を記載する必要があり、裁判官が署名を行う。

## 第7 共同訴訟等

同じ行動、取引等についての救済のための権利を主張された人が、別訴を提起し、そこで事実上又は法律上共通の問題が生じるであろう場合には、連帯してあるいは個別的に原告あるいは被告として参加することができる (Order 1 - Rule 1, 3)。

原告が誰から救済を得る権利があるか疑義がある場合には、誰に責任があるか、どの範囲で責任があるかについて、決定してもらうために、2人以上の被告を訴訟に加えることができる (Order 1 - Rule 7)。

1つの訴訟に利害関係を有する者が複数いる場合、そのうちの1人又は数人が、裁判所の許可を得て、当事者全員のために訴訟行為をすることができる (Order 1 - Rule 8)。

共同訴訟の要件を満たさないものが当事者として訴訟に参加した場合、裁判所はそのまま審理を続行し (Order 1 - Rule 9)、誤った当事者を排斥する。

原告又は被告として参加する義務のある者が参加しない場合 (non-joinder of plaintiff 又は non-joinder of defendants)、裁判所はそのまま審理を続行できる (Order 1 - Rule 9)。

一方、それ以外の場合、裁判所は原告に対し訴状を修正する機会を与え、原告がそ

の修正を拒んだ場合には、裁判所は訴訟を却下する。なお、原告として誤った名義で訴訟が提起された場合には、裁判所は正しい者に原告を置き換えることができ（Order 1 - Rule 10(1)）、不適切に加わった当事者を当事者から外し、参加しなければいけない当事者を加えることを命じることができる（Order 1 - Rule 10(2)）。

## 第8 上訴・再審

### 1. 通則規定（民事訴訟法 107 条）

控訴審裁判所は、以下の権限を有する。

- ・ 終局判決を下すこと
- ・ 差し戻すこと
- ・ 論点を提示し、証拠を調べさせること
- ・ 追加の証拠を提出させること

上記について、控訴審裁判所は原審と同じ権限を有し、義務を負う（民事訴訟法 108 条）。

この法律の原審からの控訴に関する規定は、控訴審からの上告、この法律又はその他の手続法に基づいて出された命令に対する抗告にも適用される。

### 2. 控訴

#### (1) 控訴

控訴は、原審に対する控訴を判断する権限のある裁判所になされなければならない（民事訴訟法 96 条, Order 41）。また、中間判決（Preliminary decree）にて敗訴し控訴しなかった当事者は終局判決に対して控訴することはできない（民事訴訟法 97 条）。

控訴状は、控訴人の署名のある書面の形式で、裁判所又は裁判所に指名された Officer に、原審の判決書の写しとともに提出されなければならない（Order 41 - Rule 1）。控訴状は、簡潔に、整理して控訴の理由を記載しなければならないが、また、日時、全当事者の氏名・住所、原審の事件番号、控訴費用額を記載しなければならない（Order 41 - Rule 1）。さらに、控訴人は、裁判所が認めた場合を除き、控訴状に記載した内容以外の主張を行ってはならないとされる（Order 41 - Rule 2）。

裁判所が、控訴状が上記の適式に則っていないと判断した場合、裁判所は却下又は修正を命じ、又は修正することができる（Order 41 - Rule 3）。裁判所はかかる却下の理由を記録しなければならない。一件の訴訟において多数の控訴人又は被

控訴人が存在する場合で控訴理由が共通する場合、控訴審は全ての控訴人又は被控訴人のために原審を変更することができる (Order 41 - Rule 4)。

控訴審が、そう命ずる場合を除き、控訴は判決や命令の中止にはならず、控訴されたことにより原審判決の執行が中止されることはない。裁判所は、執行がされた場合に、申立人に重大な損失が生じる場合や、執行停止の申立てが遅滞なくなされた場合や、執行について十分な担保が提供された場合、執行の停止を命じることができる (Order 41 - Rule 5)。

## (2) 控訴審の手続

控訴状が受理された (admitted) 場合、控訴審はその控訴を記録しなければならない (Order 41 - Rule 9)。

控訴審は、原審に通知することなく控訴を却下することができる (Order 41 - Rule 11)。

控訴審が控訴を却下しない限り、控訴審期日を設定しなければならない。かかる期日は、裁判所の繁忙状況や、被控訴人の居住地、控訴状の送達、被控訴人の反論のための時間などを考慮して決定されなければならない (Order 41 - Rule 12)。

控訴審裁判所は、原審裁判所に対して、控訴がなされたことを通知しなければならない (Order 41 - Rule 13)。

指定された期日に関する通知は、控訴審裁判所にて署名され、原審裁判所に送付され、また、被控訴人に召喚要求と同様の方法で送達されなければならない。その他、召喚に関する条項はかかる送達に適用される (Order 41 - Rule 14)。

指定された期日において、控訴人はその理由について聴取されなければならない。裁判所は、控訴に対する答弁を聞かなければならず、必要に応じて控訴人は再反論の機会を与えられなければならない (Order 41 - Rule 16)。

控訴人が欠席した場合、控訴を却下することができる (Order 41 - Rule 17)。控訴人が出席したにもかかわらず被控訴人が欠席した場合、被控訴人欠席のまま期日は開かれなければならない (Order 41 - Rule 17)。

控訴人が立替費用を支払わなかったために送達が不調となった場合、裁判所は控訴を却下することができる (Order 41 - Rule 18)。

控訴人が欠席した場合、又は立替費用の不払いのために控訴が却下された場合、控訴人は再度控訴を行うことができる。また、控訴人が欠席した理由について十分な正当理由を証明した場合、裁判所が理由があると認めた場合は、かかる再控訴を認めなければならない (Order 41 - Rule 19)。

控訴人から控訴を受けなかった原審当事者で、かつ控訴の結果に利害関係を有する当事者について、裁判所は、被控訴人とすることができる (Order 41 - Rule 20)。

控訴が控訴人のみが出席した期日で陳述された場合で、判決が被控訴人の不利に宣言された場合、当該被控訴人は、被控訴審に対して、控訴の再陳述を申立てることができる。送達がなされなかったこと又は出席できなかったことについて十分な正当理由を証明した場合、裁判所は、控訴の再陳述を認めなければならない（Order 41 - Rule 21）。

被控訴人は、附帯控訴を行うことができる（Order 41 - Rule 22）。控訴が取下げられ又は却下された場合であっても、附帯控訴は陳述し、審理することができる（Order 41 - Rule 22）。

控訴審は、適当と認める場合、差戻しを命じることができるほか、いずれの論点を審理すべきか指示することもできる（Order 41 - Rule 23）。

控訴審は、証拠が十分である場合、必要に応じて終局判決を下すことができる（Order 41 - Rule 24）。

控訴審は、原審が必要な論点を判断していない場合、調べなかった場合、又は事実認定を行わなかった場合、控訴審は必要に応じて論点を定め、原審に追加の証拠の収集を命じることができる（Order 41 - Rule 25）。

当事者は、控訴審においては追加の証拠提出は認められない。但し、控訴審は、原審が採用を却下した証拠、又は控訴審が必要と要求する証拠について採用することができる（Order 41 - Rule 27）。

### (3) 控訴審判決

控訴審は、当事者の主張を聞いた後、公開法廷で、判決を宣言しなければならない（Order 41 - Rule 30）。

控訴審判決は、判断の要旨、結論、理由及び原審が取消され又は変更された場合は控訴人への救済命令を記載しなければならない（Order 41 - Rule 31）。

判決により、原審を維持、変更、又は破棄することができる。仮に当事者が合意した場合、控訴審は自判し、又は命令を発することができる（Order 41 - Rule 32）。

控訴審判決においては、判決期日、控訴の数、控訴人及び被控訴人の氏名及び説明、救済命令の明示、控訴の費用が記載されなければならない。裁判官の署名がされなければならない。仮に裁判体において意見の相違がある場合は、判決に異論のある裁判官は署名を行わなくてもよい（Order 41 - Rule 35）。

## 3. 上告

民事訴訟法、又は、その他の有効な法律に別途定めがある場合を除き、控訴審判決に対する上告は、以下の理由がある場合に限り、連邦最高裁判所に対して行うこ

とができる（民事訴訟法 100 条）。

- ・法律又は法律としての効力を有する慣習法に違反する決定
- ・法律又は法律としての効力を有する慣習法に関する重要な論点を判断せずになされた決定
- ・民事訴訟法その他の有効な法律上の手続に著しく違反し、決定に瑕疵を与えたおそれがある場合
- ・不動産に関する訴訟、又は 200 万チャットを超える訴訟において、控訴審が変更又は破棄した場合

#### 4. 再審の制度

判決の時点で認識がなく、又は作成されていなかった、新しい重要な事実又は証拠の発見、あるいは、記録に現れた誤り、又は十分な理由に基づいて判決の再審を求めることができる。但し、上訴されていない判決、上訴が許されない判決、少額訴訟裁判所からの付託に基づく決定は除く（民事訴訟法 114 条、Order 47 - Rule 1）。再審の申立ては、その判決をした裁判官にされなければならない（Order 47 - Rule 2）。

申立てに十分な理由が無いと判断される場合には、申立ては却下される（Order 47 - Rule 4(1), (2)）。

再審の申立てが複数の裁判官によって尋問され、裁判所の意見が等しく分かれた場合には、申立ては却下される。また、多数派がいる場合には、その意見に従う（Order 47 - Rule 6）。

申立て却下の決定には、不服申立てできないが、認める決定に対しては一定の場合に可能である（Order 47 - Rule 7）。

再審申立てに対してなされた決定に対する再審の申立てはできない（Order 47 - Rule 9）。

#### 5. その他

##### (1) 抗告

民事訴訟法 35 条 A に基づく命令、民事訴訟法 95 条に基づく命令、本法律に定める制裁金（fine）や逮捕、民事刑務所への拘留（逮捕・拘留については後述）を命じる本法上の命令（但し判決の執行に基づくものを除く）、その他法令上明示的に許されたものに関する命令については抗告をすることができる（民事訴訟法 104 条）。その他明示的に規定された場合を除き、命令について抗告は認められないものとする。但し、かかる命令における瑕疵により判決に影響を及ぼした場合は、

控訴理由になる（民事訴訟法 105 条）。

(2) 高等裁判所への付託

法律上の条件のもと、裁判所は、高等裁判所に対し意見を求めることができ、高等裁判所は適切と考える命令をすることができる（民事訴訟法 113 条）。また、裁判所は、判決の遂行の過程で法又は慣習法上疑問が生じた場合、高等裁判所に対し、その意見を付託する（Order 46 - Rule 1）。

付託にかかわらず、裁判所は手続を止めるか、進めることができ、その点についての高等裁判所の決定を条件とする命令をすることができるが、付託についての高等裁判所の判決書を受領するまで判決を履行させることはできない（Order 46 - Rule 2）。また、高等裁判所は、当事者が出廷し、尋問されることを望んだ場合には、その尋問の後で、決定をし、判決書を裁判所に送付し、裁判所は、それに従って、その事件を処理しなければならない（Order 46 - Rule 3）。

付託された場合、高等裁判所は、差し戻し、変更、取消し等の決定をすることができる（Order 46 - Rule 5）。

判決の前に、管轄に疑問が生じた場合、高等裁判所にその理由とともに記録を提出し、高等裁判所は訴訟を続けるか、管轄権を有することを明らかにするために訴えを差し戻す命令ができる（Order 46 - Rule 6(1), (2)）。県裁判所の場合は、高等裁判所は適切と考える決定をすることができる（Order 46 - Rule 7）。

(3) 高等裁判所による補正

高等裁判所は、下級裁判所によって決定され、不服申立てできない事件についての記録を求めることができ、下級裁判所が(a)帰属しない管轄権を行使したこと、(b)帰属する管轄権の行使を怠ったこと、(c)違法又は重大な不正により管轄権を行使したことが明らかとなった場合、高等裁判所は適切と考える命令をすることができる（民事訴訟法 115 条）。

## 第2節 民事執行

### 第1 強制執行の制度

#### 1. 強制執行の対象となる判決

民事訴訟法 36 条乃至 74 条、Order 21 において、判決（Decree）の強制執行に関する

る規定が置かれている。かかる強制執行の対象となる判決 (Decree) は、訴訟手続において争いがあった当事者の権利を決定付ける裁判所の公式の裁定 (中間判決も含む。) であり、命令に対する上訴がなされている場合、当事者の欠席を理由として却下がなされた場合は含まないとされている (民事訴訟法 2 条 (2))。

## 2. 強制執行の手続

強制執行を開始するには、まず、勝訴者が判決を下した裁判所又はその代わりに選任された officer に対し、強制執行の申立てを行う (民事訴訟法 38 条、Order 21 - Rule 10)。敗訴者や財産の所在地が裁判所の管轄外にある場合は、裁判所は執行のために判決を他の裁判所に送付することができる (民事訴訟法 39 条)。

裁判所は、全ての要件が満たされていると判断した場合、判決の執行令状を発付し、裁判所印を押印した上で、執行のために適切な officer にこれを交付する (Order 21 - Rule 24)。

なお、判決が金銭の支払を命ずるものである場合には、裁判所は勝訴者の口頭による申立てにより、判決を下す際に、敗訴者が裁判所の区域内にいる場合、逮捕状を準備する前に、敗訴者を逮捕する方法により直ちに執行を行うことを決定することができる (Order 21 - Rule 11(1))。

## 3. 判決の種類と強制執行の方法

以下のとおり、Order 21 - Rule 30 乃至 36 において、金銭債務に関する判決、動産に関する判決、作為義務等に関する判決、差止命令、文書又は流通証券に関する判決、不動産に関する判決など、判決の種類に応じて、どのような執行方法が可能であるかが定められている。

### (1) 金銭債務に関する判決の執行

金銭債務の支払を命ずる判決は、(i)敗訴者を民事刑務所に拘留する方法、若しくは敗訴者の財産を差し押える方法、又は、その両方の方法により執行することができる (Order 21 - Rule 30)。但し、(i)の方法は、敗訴者に対し、(i)の方法で執行すべきでないことの理由を示す機会を与えてからでないこととはできない。裁判所は、敗訴者が判決の執行を妨害又は遅延させる目的を持って裁判所の管轄区域から離れたり、訴訟提起後に財産を隠匿したりした場合には、(i)の執行を命令することができる (民事訴訟法 51 条)。

(2) 動産に関する判決の執行

特定の動産又はその持分を目的とする判決の場合は、(i)当該動産を没収しそれを権利者に渡す方法、(ii)敗訴者を民事刑務所に拘留する方法、(iii)敗訴者の財産を差し押える方法、又は、それらのうち複数の方法により執行することができる (Order 21 - Rule 31)。

(3) 作為義務等に関する判決又は差止命令の執行

(i)契約上の特定の作為義務の履行をなすことを命ずる判決、(ii)夫婦の権利の補償を命ずる判決、又は(iii)差止命令に関して、敗訴者が機会を与えられたにもかかわらずその義務に従わなかった場合、(ii)の場合には、財産に対する差押の方法により、(i)及び(iii)の場合には民事刑務所へ拘留する方法若しくは財産を差し押える方法、又はその両方の方法により執行することができる。(i)の判決の敗訴者が会社である場合、かかる判決は会社資産を差し押さえる方法若しくは裁判所の許可を得て、取締役又は他の主な役職員 (officer) を民事刑務所に拘留する方法、又はその両方の方法により執行することができる。(i)又は(iii)の判決に定める義務が履行されない場合、裁判所は勝訴者又は裁判所により選任された者が敗訴者の負担でかかる行為を行うことを命ずることができる (Order 21 - Rule 32)。

裁判所が夫に対して上記(ii)の判決を下す際、かかる判決に定める義務が特定の期間内に履行されない場合、裁判所は、敗訴者が勝訴者に対して定期的な支払を行うことを命ずることができる (Order 21 - Rule 33)。

(4) 文書又は流通証券に関する判決の執行

(i)文書の締結を行うことを命ずる判決、又は(ii)流通証券の裏書を行うことを命ずる判決に関して、敗訴者が判決に従わない場合、勝訴者は文書のドラフト又は署名を準備し、裁判所にそれを提出する。裁判所は当該ドラフトを敗訴者に送達し、特定の期間内に異議があれば述べるよう通知する。裁判所はドラフトの内容を承認し、又は変更する命令を行う。裁判所の命令によりドラフトが承認された後、文書は裁判官又は officer により締結され、証券は裏書される (Order 21 - Rule 34)。

(5) 不動産に関する判決の執行

不動産の引渡を目的とする判決の場合、権利者に対して当該不動産の占有を引



渡すことにより執行が行われる。必要な場合、判決に拘束される者で当該不動産を明け渡すことを拒絶する者を排除することができる (Order 21 - Rule 35(1))。

また、不動産の共同保有を目的とする判決の場合、令状を当該不動産のよく見える場所に貼り、太鼓の拍子により、又は他の慣習的な方法により、便利な場所において判決の内容を宣言することにより執行が行われる (Order 21 - Rule 35(2))。

保有する建物又は囲い地の引渡しを目的とする判決の執行に際して、目的物を保持し、判決に拘束される者が目的物に対する自由なアクセスを拒む場合、錠を開け、扉を壊し、又は勝訴者が保有できるよう必要な措置を行うことができる (Order 21 - Rule 35(3))。

賃借人又は他の不動産を占有する権限があり、判決に拘束されない者が存在する不動産の引渡しを目的とする判決の場合、令状を当該不動産のよく見える場所に貼り、太鼓の拍子により、又は他の慣習的な方法により、便利な場所において判決の内容を宣言することにより執行が行われる (Order 21 - Rule 36)。

#### 4. 各執行方法の手続

以下のとおり、Order 21 - Rule 37 乃至 103 において、各強制執行の方法について、具体的な手続規定が置かれている。

##### (1) 敗訴者の逮捕及び拘留による強制執行<sup>7</sup>

裁判所は、敗訴者を逮捕し、民事刑務所に拘留するための令状を発付することができる。金銭支払を命じる判決の場合は、女性を逮捕・拘留することはできない (民事訴訟法 55 条及び 56 条)。

金銭の支払を命ずる判決の執行申立てがなされた場合、裁判所は、敗訴者を逮捕し、民事刑務所に拘留するための令状を発付するのに先立ち、敗訴者に対して出頭を命ずる通知を行い、聴聞の機会を与えなければならない。裁判所が、宣誓供述書などに基づき、敗訴者が執行を遅延させる目的で当該裁判所の管轄の外に出る可能性がある旨を判断した場合には、かかる通知は不要である (Order 21 - Rule 37)。敗訴者に対する聴聞については、Order 21 - Rule 40 に詳細な手続規定が置かれている。

敗訴者は、判決金額及び逮捕に要した費用を支払うことにより、解放される。また、金銭支払を命じる判決における敗訴者が逮捕されて裁判所に連行されたときに、裁判所は、敗訴者に対して、破産申請をすることができること、及び、破

<sup>7</sup> 当職らがミャンマー実務家に対して行ったインタビューによれば、実務上、かかる敗訴者の逮捕及び民事刑務所への拘留による強制執行の手続が利用されることはごく稀であるとのことである。

産申請に際して何ら悪意による行為がなく、かつ、破産法の定めを遵守していることを条件として、免責されることを、説明しなければならない。逮捕された敗訴者が、破産申請をする意思を表示し、1か月以内に破産申請をすること及び破産申請や判決の強制執行の手續に関して裁判所から召喚された際に出頭することを約して担保を差し出した場合には、裁判所は、同人を解放することができる（民事訴訟法 55 条）。

## (2) 財産の差押による強制執行

敗訴者が保有する動産の差押は、実際に officer が動産を押収する方法により行われる（Order 21 - Rule 43）。不動産の差押は、裁判所庁舎及び当該不動産の付近に、不動産の処分を禁ずる命令を掲示する方法により行われる（Order 21 - Rule 54）。また、債権の差押命令が下された場合は、第三債務者が裁判所に対して敗訴者が負う債務相当額を支払わなければならない（Order 21 - Rule 63A）。

複数の裁判所の判決において差押の対象となっている財産であって、いずれの裁判所の保管にも属していない財産は、最も上級の裁判所が、裁判所間に級の違いがない場合には、当該財産の差押を最初に命じた裁判所が、受け取るとされている（民事訴訟法 63 条）。

差押命令が下された場合、かかる差押命令は、当該財産を無償で譲り受けた者との関係では差押命令の日から、それ以外の第三者との関係では、差押命令について知った日又は処分禁止命令が裁判所庁舎及び不動産の付近に掲示された日のいずれか早い日から、効力を有することとなり、それ以降の差押財産の移動や運搬、敗訴者に対する金銭の支払は、無効となる（民事訴訟法 64 条、Order 21 - Rule 54）。

(a)判決金額、費用及び財産の差押により発生した全ての費用が裁判所に支払われたとき、(b)判決債務の履行が裁判所を通じて実現され、又は、裁判所に対して証明されたとき、(c)判決が取り消され、又は、覆された場合には、差押は取り消されたものとみなされ、不動産の場合は、敗訴者の要望によりその旨が宣告される（Order 21 - Rule 55）。

差押に関して、執行に対する異議（執行対象財産が責任財産ではないとの要求や異議）がなされた場合、裁判所は、異議を申し出た者に対する尋問等の方法により調査を行う（Order 21 - Rule 58(1)）。時機を失した申出は調査しない。調査の結果、異議に理由があると判断された場合、裁判所は、差押の全部又は一部を解除しなければならない（Order 21 - Rule 60）。

調査の結果、差押財産が第三者の抵当権又は担保権の対象となっている場合、差押を継続したほうがよいと裁判所が判断した場合は、差押を継続することがで

きる (Order 21 - Rule 62)。また、異議請求訴訟についても、Order 21 - Rule 63 に規定が置かれている。

なお、差押の対象となる財産の種類に応じた、差押の範囲及び手続に関する規定が Order 21 - Rule 48 乃至 52 等に置かれている。

### (3) 競売

#### (a) 競売一般に関する定め

判決を執行する裁判所は、差し押えられ競売にかけられる財産、あるいは判決を履行するために必要と思われる範囲でその財産の一部について、競売を命じ、かかる競売から得られた利益は、判決の下でこれを受領する権利のある当事者に支払われなければならない (Order 21 - Rule 64)。

裁判所は、競売を行うにあたり、競売の時刻や場所と、対象財産の内容等を書いた競売宣言書を公布しなければならない (Order 21 - Rule 66(1), (2))。競売宣言書の写しは裁判所庁舎に掲示され、掲示後一定の日が経過するまで、債務者の同意なく競売を実行してはならない (Order 21 - Rule 68)。

落札者が落札額を支払わない場合、再競売となる。これに伴う費用等は、債権者又は債務者いずれかの要求により、金銭債務に関する判決の執行に関する条項に基づき、不履行をした落札者から回収できる (Order 21 - Rule 71)。

落札者が原告のために、又は原告を通じて落札したとの理由で、裁判所が認証をした落札にかかる権利を主張する者に対して訴訟を維持することはできない。但し、落札者の氏名が欺罔によりあるいは真の落札者の同意なく認証書に入れられた場合、当該財産に対する第三者の権利を侵害する場合は、その旨を宣言する訴訟の提起は禁じられない (民事訴訟法 66 条)。

#### (b) 動産競売の手続

競売財産が譲渡可能証券又は株式である場合、競売を株式仲介人 (broker) に実行させることができる (Order 21 - Rule 76)。

競売による売却後直ちに落札額が支払われなければならない、落札額が直ちに支払われなければ、再競売となる (Order 21 - Rule 77(1))。落札額の支払いと同時に落札者には受領証が交付され、これにより売却が確定する (Order 21 - Rule 77(2))。

動産競売の公表及び実行における不正によって、競売が無効となることはない。しかし、かかる不正により損害を被った者は、補償を求める訴訟、又は不正

を行った購入者に対して特定の財産の回復及びかかる回復の不履行の場合の補償を求める訴訟を提起することができる (Order 21 - Rule 78)。

(c) 不動産競売

(i) 不動産競売の手続

不動産の競売は、少額訴訟裁判所 (Small Cause Court) 以外の裁判所が命ずることができる (Order 21 - Rule 82)。

不動産が競売にかけられ、競売が確定した場合、不動産の所有権は、競売確定時ではなく、競売により不動産が売却された時点で落札者に移転したものとみなされる (民事訴訟法 65 条)。

競売不動産を不法占拠する者がいる場合、購入者は引渡に必要な命令等を裁判所に求めることができる (Order 21 - Rule 95)。その他、債権者や落札者が不動産の占有を得るに当たり抵抗や妨害を受けた場合に関する諸規定が置かれている (Order 21 - Rule 97 乃至 103)。占有妨害に対しては、裁判所は民事刑務所への 30 日以内の拘留を命ずることができる (民事訴訟法 74 条)。

(ii) 不動産競売無効の申立て

判決の執行のために不動産が競売に付される場合、当該不動産の所有者及び競売の前に得た権利に基づき当該不動産に利害関係を有する者のいずれも、(a)落札者への支払のため、落札額の 5%の金額、及び(b)債権者への支払のため、競売の宣言書において特定された金額から、かかる競売宣言書の日以降に債権者が受領した金額を減じた金額をそれぞれ裁判所に供託した上で、競売を無効にするよう申し立てることができる (Order 21 - Rule 89(1))。

不動産の競売にあたり、債権者や競売により影響を受ける利害関係人等は、重要な不正や詐欺を理由に、競売の無効を申し立てることができる。但し、(a)当該申立てが競売実施前に申し立てることができない理由に基づいていることを示した場合を除き、競売無効の申立ては認められない。また、(b)証明された事実に基づき、裁判所が、当該申立人がかかる不正又は詐欺により重大な損害を受けたと確信した場合を除き、競売は不正又は詐欺を理由に無効とはならない (Order 21 - Rule 90)。

競売手続における落札者は、債務者が競売財産を売却する権利を有していないことを理由に、競売無効の申立てができる (Order 21 - Rule 91)。

### 第3節 民事保全

#### 1. 仮処分 (Temporary Injunction)

訴訟の対象となっている財産が浪費、毀損、譲渡されるおそれがあること、あるいは、被告が債権者に対する詐害の意図をもって財産の移転又は廃棄を行うおそれがあり、又はかかる意図を有していることが認められた場合、裁判所は当該行為を阻止するために仮処分の命令を下すことができる (Order 39 - Rule 1)。

また、被告に、契約の違反行為その他の加害行為を行わせないための訴訟において、原告は、訴訟提起後、裁判所に対して仮処分の申立てを行うことができる。裁判所は、保証金の供託など、裁判所が適当と認める仮処分を命じることができる。また、裁判所は、財産を差し押えるほか、被告に対し、民事刑務所への6か月以内の拘留を命じることができる (Order 39 - Rule 2)。

#### 2. 中間命令 (Interlocutory Order)

裁判所は、訴訟の当事者の申立てにより、訴訟の対象となっている財産、又は仮差押の対象となっている財産について、短期間で自然に腐敗する場合又は早急に売却することが望ましいことにつき正当かつ十分な根拠がある場合には、裁判所が適切と認める方法により、売却を命じることができる (Order 39 - Rule 6)。また、裁判所は、適切と認める方法により、訴訟の対象となっている財産の留置、保存、点検等を行うことができる (Order 39 - Rule 7)。

### 第4節 その他特殊な訴訟手続に関する諸規定

#### 第1 不動産担保に関する訴訟

##### 1. 訴訟当事者

担保資産あるいは償還時の権利において利害関係のある全ての者は、当事者として訴訟に参加するか、以前の抵当権者が自身あるいは代理で申請を行わない限りは、本担保に関する訴訟の当事者として参加する必要はない (Order 34 - Rule 1)。

##### 2. 担保権執行の手続

抵当権者による条件付き担保あるいは担保の担保実行に関する訴訟において、裁

判所が和解案を提示した場合、裁判所は、以下に関して、抵当権設定者から原告へ支払われる金額を決定する必要がある（Order 34 - Rule 2）。

- (a) 担保資産の償還
- (b) 抵当権設定者から原告に支払われる訴訟費用（あれば）
- (c) 原告が抵当権設定者から法的に取り戻せる担保に関する諸費用、コスト（あれば）、抵当権設定者から原告に法的に取り戻せる担保に関する諸費用、コスト（あれば）、利息を差し引いた金額

### 3. 担保物件の競売手続

抵当権者の担保物件の競売に関する訴訟において、裁判所は原告から抵当権設定者に支払われるべき以下の金額を判断する（Order 34 - Rule 3）。

- (a) 担保の元本及び利息
- (b) 抵当権設定者が原告に支払うべき訴訟費用（あれば）
- (c) 担保に関して原告が担保権設定者から法的に回収できる今後発生する費用、コスト、出費、利息（あれば）。それらの合計金額から担保に関して原告が担保権設定者から法的に回収できる費用、コスト、出費、利息（あれば）を差引き、原告から担保権設定者に支払われる訴訟費用もあれば差引く。

競売に関する判決の執行は裁判所の指定に沿って行われるべきであり、売却代金（競売にかかるコスト差引後）は裁判所の指定に沿って購入金額との相殺をし、裁判所が定める金額と合わせて裁判所に支払を行う。

### 4. 弁済に関する訴訟

被担保債権の弁済に関する訴訟において、裁判所は、原告から被告に支払われるべき以下の金額を決定する（Order 34 - Rule 4）。

- (a) 担保の元本及び利息
- (b) 原告が被告に支払うべき訴訟費用（あれば）
- (c) 担保に関して原告が被告から法的に回収できる今後発生する費用、コスト、出費、利息（あれば）。それらの合計金額から担保に関して原告が被告から法的に回収できる費用、コスト、出費、利息（あれば）を差引き、原告から被告に支払われる訴訟費用もあれば差引く。

## 第2 その他の訴訟手続

その他、特殊な訴訟手続として、競合権利者確定のための訴訟（Order 35）、当事者

が相手方に支払うべき金額、財産を裁判所の決定に委ねる等の契約を締結した場合の特別な訴訟（Order 36）、手形訴訟（Order 37）に関する規定が置かれている。

また、Order 38 において、判決前の手続として、裁判所は、被告が意図的に訴訟を遅延させる目的で失踪等したと認めた場合に、裁判所が被告を逮捕する旨の令状を発行することができること、被告が判決の執行を妨害する意図で財産の全部又は一部を処分しようとしていると認めた場合に、被告に保証金を提供することを命じることができることが定められている。

## 第2章 仲裁法

### 第1節 仲裁法（外国仲裁判断の承認及び執行に関する法律）

#### 第1 仲裁法（外国仲裁判断の承認及び執行に関する法律）の概要

仲裁法（外国仲裁判断の承認及び執行に関する法律）は、ミャンマーにおいてジュネーブ議定書及び条約に効力をもたせるための法律である。なお、ミャンマーは、2013年1月現在、ジュネーブ議定書及びジュネーブ条約には加盟しているが、ニューヨーク条約は未加盟であり、ニューヨーク条約締結後に、本法律も改正されることとなると考えられる。

仲裁法（外国仲裁判断の承認及び執行に関する法律）は、外国仲裁判断（ジュネーブ条約締結国の管轄に服する当事者間の争いであって、条約締結国においてなされた、商事に関する外国仲裁判断）を、ミャンマー国内で承認及び執行する場合の要件及び手続を定めている。外国仲裁判断の承認及び執行は、裁判所に対する承認及び執行の申立てにより行うこととされている。

#### 第2 外国仲裁判断の承認及び執行の要件

仲裁法（外国仲裁判断の承認及び執行に関する法律）7条(1)によれば、ミャンマーにおいて外国仲裁判断が執行力を持つ要件は、以下のとおりである。

- (a) 適用ある法律により有効とされる仲裁合意によりなされたものであること
- (b) 仲裁合意に基づく仲裁廷又は当事者の合意に基づく仲裁廷によりなされたものであること
- (c) 仲裁手続に適用される法律に従ってなされたものであること
- (d) 仲裁判断が行われた国において確定していること
- (e) ミャンマー法の下で、合法的に仲裁付託できる事項に関するものであること
- (f) 加えて、ミャンマー法の下で公序良俗に反しないこと

また、同法7条(2)において、承認及び執行の拒否事由として、ジュネーブ条約2条の規定とほぼ同様の事由が挙げられている。

## 第2節 仲裁法 (1944年)

### 第1 仲裁法 (1944年) の概要

仲裁法 (1944年) は、ミャンマーにおける仲裁手続について定める法律である。仲裁手続は、(i)裁判所が介入しない仲裁、(ii)訴訟係属前に当事者が裁判所に申し立てることにより行われる仲裁、(iii)訴訟係属中に裁判所が仲裁人に判断を付託することにより行われる仲裁の3種類に分かれており、各仲裁の手続に関する規定及び各仲裁手続に共通する手続規定が置かれている。

なお、当職らによるミャンマーの実務家に対するインタビューによれば、現在、ミャンマーにおいて仲裁手続を利用して紛争解決を行う事例はほぼ皆無であるとのことであり、仲裁法 (1944年) も現実には利用されていないものと思われる。

### 第2 主要な定義

仲裁法 (1944年) においては、以下のような定義規定が置かれている。

「仲裁合意」：現在又は将来の紛争を仲裁に委ねる旨の書面による合意。なお、合意において仲裁人が指名されているか否かは問わないとされている（仲裁法2条(a)）。

「裁判所」：当該事案が訴訟の対象事項になっていれば当該事案について管轄を有するであろう民事裁判所<sup>8</sup>（仲裁法2条(c)）。

### 第3 裁判所の介入のない仲裁

#### 1. 仲裁人の選任・権限（仲裁法4条、5条）

仲裁合意をする当事者は、当該合意の中で、仲裁人の任命権者を指定することができる」とされている。

また、仲裁付託が複数の仲裁人に対して行われた場合には、仲裁人が任命されてから1か月以内に、審判人を別途任命する（附則1の2条）。

いったん任命された仲裁人・審判人の権限は、裁判所の許可がある場合を除き、

---

<sup>8</sup> 但し、仲裁法21条に定める訴訟当事者による仲裁付託の目的乃至仲裁手続の場合以外では、少額訴訟裁判所（Small Cause Court）は含まれないとされている。



原則として取り消すことができない。

2. 仲裁合意の効力の範囲（仲裁法6条(1)、7条(1)及び(2)）

仲裁合意は、当事者の死亡によっては無効とならず、そのような場合、その legal representative に対して実行可能である。

仲裁合意の当事者が破産した場合、当該仲裁合意の含まれる契約を管財人が引き継ぐ場合には、仲裁合意も管財人に対して実行可能である。当該契約を管財人が引き継がない場合には、他方当事者又は管財人は、裁判所に対し、仲裁手続に付託する旨の命令を求めることができる。

3. 仲裁人・審判人の選任とその権限（仲裁法8条乃至10条）

裁判所の介入のない仲裁であっても、一定の場合に、裁判所は、当事者の申立てに基づいて、他方当事者の意見を聞いた上で、単独又は複数の仲裁人又は審判人を指名するとされている。

また、このほかに、当事者による新たな仲裁人の指名権に関する規定、3人以上の仲裁人の選任に関する手続規定等が置かれている。

4. 裁判所の仲裁人又は審判人を排除する権限等（仲裁法11条、12条）

仲裁人又は審判人が迅速な処理をしなかったとき、あるいは不正又は誤った処理をしたときは、裁判所は仲裁人又は審判人を解任できる。仲裁人又は審判人を解任した裁判所は、当事者の申立てにより、解任された者の代わりとなる者を指名する等の権限を有する。

5. 仲裁人及び審判人の権限

仲裁人及び審判人は、別段の合意がない限り、主に以下の権限を有する（仲裁法13条）。

- ・当事者及び証人に宣誓させる
- ・特別事件手続につき裁判所に法律に関する意見を聞き、又は仲裁判断の全て又は一部について裁判所に意見を聞くことができる
- ・条件付又は選択的仲裁判断をする
- ・必要に応じて当事者に質問書を送付する、等

## 6. 仲裁判断

仲裁判断は、仲裁人又は審判人が、署名の上、書面で通知する（仲裁法 14 条(1)）。仲裁判断は、仲裁人が仲裁付託されたとき、又は仲裁判断を求める旨の当事者からの通知を受領したときから 4 か月以内、若しくは裁判所が延長した期間内に下されなければならない（附則 1 の 3 条）。仲裁人が上記期間内に仲裁判断を下すことができない場合等には、仲裁人に代わり、審判官が直ちに仲裁付託に加わり、加わってから 2 か月以内、又は裁判所が延長した期間内に、仲裁判断を下さなければならない（附則 1 の 4 条、5 条）。仲裁法 13 条(b)に定める特別事件手続の場合は、裁判所は、裁判所としての意見を表明し、その意見を仲裁判断に加え、これを訂正しなければならない（仲裁法 14 条(3)）。

また、特別事件手続以外についても、裁判所は、仲裁判断の修正や制限及び再考を命じることができるとされており（仲裁法 15 条、16 条）、裁判所によりかかる修正や制限及び再考が命じられた場合、仲裁判断は無効となる。

仲裁判断の執行を待っていると当事者が破綻してしまう場合等、速やかに執行をする必要がある場合には、裁判所は、仮命令を発することができる（仲裁法 18 条(1)）。

### 第4 訴訟が係属していない場合の裁判所の介入による仲裁手続

訴訟提起前に、当事者間に仲裁合意が存在し、当該合意の対象となる事項につき紛争が生じた場合、当事者は、裁判所に対して仲裁合意に関して申立てを行うことができる。裁判所は、申立人以外の当事者に対して、期間を定めて、申立てに係る事項が仲裁合意の対象でないと考える理由を示すよう命じ、十分な理由が示されなかった場合には、申立てを認める旨を判断する。

また、これに基づき、仲裁合意に関する申立てを認める命令が出される場合、裁判所は、当事者が選任した仲裁人、又は、当事者が仲裁人について合意に至らなかった場合には裁判所が選任する仲裁人に対する付託命令を行う（仲裁法 20 条）。

### 第5 訴訟手続内における仲裁付託命令

仲裁法においては、訴訟係属中にも、仲裁に付託されることがある旨が定められている。

すなわち、訴訟当事者が、裁判所に対し、書面で付託命令の申立てを行い、裁判所は、仲裁人に対し、判断を付託することができる。付託された事項について、裁判所は訴訟手続で解決してはならない（仲裁法 21 条乃至 23 条）。

なお、複数の訴訟当事者がいる場合、上記の付託は、付託の申立てを行った当事者のみを拘束し、申立てを行っていない他の当事者との関係では、訴訟手続は進行する（仲裁法 24 条）。

## 第6 各仲裁手続に共通する手続

上述したとおり、仲裁法においては、3 種類の仲裁手続が規定されているが、以下は、各仲裁手続に共通して適用される規定である。

### 1. 中間的仲裁判断

別途の仲裁合意が存在しない限り、仲裁人及び審判人は、必要と考える場合には、中間的仲裁判断をすることが可能とされている（仲裁法 27 条）。

### 2. 仲裁判断の取消し

仲裁判断は、以下の場合に取り消すことができるとされている（仲裁法 30 条）。

- ・ 仲裁人又は審判人による仲裁手続における不正行為があった場合
- ・ 仲裁判断より優越する裁判所による命令がなされ、又は付託事項全体に関する全当事者が参加する法的手続の開始により仲裁手続が無効とされた後に行われた仲裁判断
- ・ 不当に行われた仲裁判断又は無効な仲裁判断

### 3. 仲裁判断に関する裁判管轄

仲裁判断に疑義が有る場合、付託に関連する事項につき管轄のある全ての裁判所に申し立てることができる。

仲裁判断や仲裁合意の有効性、効果、存在等に関する全ての疑義を決定するのは当該裁判所である。また、仲裁手続に関する、あるいは仲裁手続から生ずる全ての申立ても当該裁判所に対してしなければならない（仲裁法 31 条）。

### 4. 訴訟と仲裁との関係

仲裁法に定める場合を除き、仲裁判断及び仲裁合意の有効性、効果、存在についての判断を求める訴訟を提起することはできず、いかなる仲裁合意又は仲裁判断も、法に定める場合を除き、修正等することはできない（仲裁法 32 条）。仲裁合意又は

仲裁判断の存在又は有効性を争う場合は、仲裁法 33 条に基づき、裁判所に申立てを行わなければならない（仲裁法 33 条）。

仲裁合意があるにもかかわらず、訴訟が提起された場合、相手方当事者は、訴訟手続の停止を申し立てることができ、訴訟提起について十分な理由がない限り、裁判所は訴訟手続の停止を命ずることができる（仲裁法 34 条）。但し、付託事項に関して付託事項の当事者全てとの間で法的手続（訴訟）が提起され、これが仲裁人に通知された場合には、仲裁法 34 条に定める妨訴抗弁が提出されない限り、仲裁付託における仲裁手続は無効となる（仲裁法 35 条）。紛争解決手段として仲裁合意がある場合でも、裁判所は、特定の紛争に関しては仲裁合意が効力を失う旨命ずることができる（仲裁法 36 条）。

#### 5. 時効と仲裁の関係

仮に仲裁合意において、仲裁判断がなされるまでは請求権は発生しないと定められていても、時効の始期の判断に際しては、請求権は実際に発生したときに発生していたものとみなされる（仲裁法 37 条(2)）。

また、時効法との関係では、一方当事者が他方当事者に仲裁人の任命を要求する通知をしたとき、又は仲裁合意に規定された者に対して紛争を付託することを求める通知をしたときに、仲裁は開始したものとみなされる（仲裁法 37 条(3)）。